

第1回川角駅周辺地区整備協議会 会議録

日 時	令和3年12月21日(火) 10:00~12:00	場 所	毛呂山町福祉会館 第3会議室
出席者	委員19名(欠席2名)、オブザーバー3名 傍聴者3名		
毛呂山町	町長 井上健次、 副町長 加藤勉 事務局 まちづくり整備課 課長 山口貴尚、 副課長 堀越和英、 川角駅周辺地区整備係 係長 荻野高志、 主任 塩谷寿人、 道路工務係 主任 仲島徹		
発言者	内 容		
事務局	<p>みなさまおはようございます。定刻前でございますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまからですね、第1回川角駅周辺地区整備協議会を始めさせていただきます。わたくし、本日の進行を務めさせていただきますまちづくり整備課長の山口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。なおですね、本日は福島委員、渋谷委員から事前にご欠席の連絡をいただいております。また、浅見委員、高山委員、古澤委員につきましては、委員代理の出席というご連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。それから、委員の変更の連絡をいただいておりますので、大澤委員が体調不良ということでございまして、松本委員さんにですね変更ということでご連絡の方いただいているところでございます。また、なお、会議につきましては、今回につきましては、会議の質を保つことからですね、録音の方ですねさせていただきたいと考えておりますのでご了承の程よろしく願いいたします。それでは、開会にあたりまして、井上町長よりご挨拶を申し上げます。</p>		
町長	<p>改めまして皆さんおはようございます。だいぶ寒さも冷え込んでまいりました。コロナの関係もちょっと落ち着いているわけでございますけれども、皆様ご多用のところですね、この第1回の協議会の開催にあたりましてご出席賜りまして大変ありがとうございます。また、委員さんであります関係で、城西大学、あるいは埼玉平成高校、日本医療大学、えー医療科学大学、あ、あるいは明海大学、東洋大学では教授の、准教授の二宮先生、色々ご多用のところご出席賜りまして大変ありがとうございます。また、多くの皆様にも御礼を申し上げます。えーこの川角駅の関係につきましてはですね、昭和50年から色々都市計画法の関係であったり、あるいは市街化区域の編入が計画されたり、地元ですね、皆様との協議が色々されてきた件でございます。そしてわたくしも町長に就任してからですね、平成23年でございますけれども、この川角駅の周辺整備を是非やりたいという風なことでですね、進めさせていただいてまいりました。年々ですね、各大学であったり、学校関係であったりあるいは地域の方々とお話しさせていただいたり、まあ今日に至って来たわけでありましてけれども、今年の8月22、23に地区の関係の説明会をさせて</p>		

	<p>いただいたと。でその関係につきましても非常に多くのご意見をいただきました。えーその間ですね、議会の方でも何回も協議を重ねてきたわけでありましてけれども、今回のこの件につきましても本当にあの、多くの皆様にご心配、あるいは色々ですね、えーまあ検討いただいたりということで、その件につきましても本当に、地域の皆様の関係について、敬意と、そしてこれまでのご努力に感謝申し上げたい。また、町といたしましてもですね、ある点では至らない点があったということで、その点につきましても本当に町を代表いたしましてお詫びを申し上げたいと思います。あの、今回ですね、第1回でございましてけれども、この1回からですね、川角駅の関係について、将来に渡ってですね、素晴らしい、いわゆる地域住民、川角駅の関係、まあ周辺整備がですね、しっかりと進むことを本当に願っているわけでありまして、是非皆様のご意見いただきながら進めさせていただきたいと思っております。忌憚のないご意見をいただくわけでもございますけれども、今日はこの部屋も12時まで、という風なことでお借りしておりますので、言う時間制限等もございまして。ぜひ、その点につきましても皆様にご協力賜りたいという風に思います。えーくれぐれもですね、皆様の意見が、ひとつのベクトルが、ひとつの方向に向かっていきますように、心からお願いさせていただきまして、開会にあたりましてのご挨拶にさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、井上町長より委嘱状を交付いたします。新型コロナウイルス感染症も考慮いたしまして、名簿の順ですね、代表いたしまして小久保様に委嘱状をお渡ししたいと存じます。そのほか委員の方々におかれましては、事前に机の上に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご承知置き願いたいと存じます。</p>
町長	<p>委嘱状、小久保一省様。川角駅周辺地区整備協議会委員を委嘱します。任期は令和5年12月20日までとします。令和3年12月21日毛呂山町長井上健次。よろしく願いします。(委嘱状交付)</p>
事務局	<p>以上で委嘱状の交付を終了いたしますが、初めての方もいらっしゃいますので、ここですね、是非自己紹介をいただきまして、進めさせていただきたいと存じます。なお、時間の都合もございまして、お名前のみのご紹介をお願いいたします。えー、小久保委員さんから名簿の順でお願いできますでしょうか。恐れ入ります。</p>
事務局	<p>～自己紹介～（委員、オブザーバー、事務局の順）</p> <p>改めまして、委員の皆様には川角駅周辺地区整備事業につきまして、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。</p> <p>次に資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただいた資料はですね、第1回川角駅周辺地区整備協議会次第がございまして、資料1といたしまして、川角駅周辺地</p>

	<p>区整備協議会委員の名簿がございます。それから資料2といたしまして、川角駅周辺地区整備協議会規約がございます。川角駅周辺地区、えー資料3につきまして、川角駅周辺地区整備事業の経緯について、というのがございます。そして、参考といたしまして、川角駅周辺位置図の方をですね、付けさせていただいてございます。えー以上の5点でございます。それとですね、冒頭に申し上げましたとおり、委員の方の変更がございますので、名簿のお名前を入れた資料1川角駅周辺地区整備協議会委員の書類をですね、机上に配布させていただきましたので、差し替えをお願いいたします。これを含めまして、計6点の資料となっております。不足の資料がございましたら、事務局までお知らせ下さい。よろしいでしょうか。はい。それでは、早速ですがこれより議事に入らせていただきます。議題の括弧1、川角駅周辺地区整備協議会規約の承認、括弧2、会長、副会長の選出については、井上町長が仮議長となって進行させていただきます。町長よろしく願いいたします。(町長が仮議長席へ)</p>
<p>仮議長 (町長)</p>	<p>はい、えーそれでは、早速4番の議事に移らせていただきます。仮議長ということですね、会長さん、副会長さんが決まるまで進行させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。それでは括弧1番、川角駅周辺地区整備協議会規約の承認について、を議題といたします。この件につきまして、皆様よりご意見、あるいはご質問をいただければと思います。いかがでしょうか。あ、失礼しました。まず、えー事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、えーそれでは、川角駅周辺地区整備協議会規約(案)につきまして、えー着座にて説明させていただきます。</p>
	<p>～委員より「よろしいですか」の声あり</p>
<p>仮議長</p>	<p>ちょっと説明の後で、説明の後をお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>その前にですね、その前にですね。あのー今日この規約の中には、あのー人事案件が含まれていますね。えーやはりあの人事案件含まれているということで今日は傍聴の方何人かみえてるんですけど、非公開にすべきだと思いますけども、まず規約、規約上は公開ということになってますけどまだ規約もまだ承認されてない段階。まして、この規約の中には人事案件が含まれていると、いうことで非公開にしてもらった方がいいんじゃないかな。人権問題にもなりますので、通常こういう場合人事案件の場合非公開っていうのが通常かなあと思うんですけど。いかがでしょうか。</p>
<p>仮議長</p>	<p>はい、えーご意見いただきましたけれども、通常ですね、このような公の会でございますので、公開の原則ということでございます。ただ、人事案件ということでこれについては</p>

	<p>ですね、傍聴されている方についてはくれぐれも注意していただくということ、そういった事をお願いするというかたちで進めさせていただいて。</p>
委員	<p>いや、それについては、人権問題にもなりますので、個人情報もありますし、えー私としては規約の方については非公開にすべきだと、いう風に考えますが。</p>
仮議長	<p>(他の委員挙手) はいどうぞ、■■■さん。</p>
委員	<p>規約が決まってない状態ですから一応非公開で通してもらいたい。まあ一応最終的には賛否でいってもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。</p>
仮議長	<p>はい、えーとですね、まだあの一仮議長私、が議長やってますけども、いわゆる裁量権私にございますので、私の裁量権逸脱しているわけではありませんので、判断は私の方でさせていただきたいという風に思います。えーまあ多数決っていうのは、あまり、このいわゆる協議会の関係についてはあまり使うものではないので、それについては皆様にご理解いただきたいという風に思います。私としては裁量権の中で傍聴は別に許すべきと思っておりますので、これについてはご理解賜りたいという風に思います。</p>
他の委員	<p>あの一、よろしいですか。</p>
仮議長	<p>はい。</p>
委員	<p>あの一、人権問題、もし発生した場合にも、それは町側の責任ですぐに、いくと。いうことよろしいですか。我々としてはちょっとね、私としてはちょっと考えられない話であってですね、これから協議会この一規約の中身見ると、協議会のメンバーもこの規約の中に含まれているわけですね。でこの人はどういう方ですかーとか、経歴だとかそういう話も当然出てくる可能性あるわけですね。ですから、それを本当に公開しちゃっていいのかっていうのは、ちょっとあの一、問題が残る。疑問に思いますね。</p>
仮議長	<p>はい、えー実際ですね、川角駅の周辺整備というのは、川角駅近くの関係だけではございません。町全体のこれは問題というかですね、案件でありますので、当然、えーまあ人口こう3万3千でございますけど、皆さんがしっかりと税を払ってこの税の中で進めていく、えーそういった公の組織、というか事業です。ですから、これは非公開にするべき問題でもなく、しっかりと皆さんにお知らせしていく公開のもの、という風にわたくし達は考えています。 (委員挙手)</p>

委員	<p>はい。</p> <p>私もね、この一事業を原則公開とするっちゅうことはね、大賛成なんですよ。皆さんに聞いてもらって、えーいくというのは非常に重要なことだと思います、内容からしても。ただ、この規約については人事案件が含まれますから、この部分については非公開にすべきだ、という風に私は言ってるんで、はい。皆さんの意見を、聞いて。</p>
仮議長	<p>皆さんの意見云々ではなくてですね、えー公開の原則で進めていきますのでご理解を賜りたいと思います。はい、では事務局より (他の委員挙手) はい、■■さんどうぞ。</p>
委員	<p>ご理解できない点があつて。どうしてもこの決めるまでの間は非公開、私はオブザーバーさんにも本当は退席してもらいたんですけど、これは各自の意見を聞いた方がよろしいんじゃないですか。あくまで仮議長の裁決で、あの判断でいっちゃってよろしいんですかね。</p>
仮議長	<p>はい。えーこれはもう裁量権私にありますので、私の方でそういった判断で進めさせていただくということでございます。 (他の委員挙手) はいどうぞ。</p>
委員	<p>あの皆さんの意見を聞いて欲しいんですけども、そう強行突破じゃないですけども、あの一皆さんの意見を聞くというのは</p>
仮議長	<p>強行突破じゃないんですね。あの一法的に根拠を持って進めておりますので、えーお願いいたしますということですね。 (わかんねーな、わかんないですねー等の声あり) (他の委員挙手) どうぞ。</p>
委員	<p>えーっと、住民説明会を今まで開いて、まあ仮議長が今言って、裁量願いますって言うけど、毛呂山町が川角駅を造る会に対し、作るところで、住民地区に何の説明会もなさらなくて勝手にやっちゃったからこういう問題が起きているんであって、その件についてこれから協議会開くメンバー決める規約を決めるっていう段階で、あくまで、あの一我々住民代表居ます、あの一会社関係者の方大学関係者の方もいらっしゃるんです、その</p>

<p>仮議長</p>	<p>人達がここではどういう意見かってことはここは、町が今まで我々の意見を聞かなかったから、あくまで議長の判断でこれを通しちゃってはいけないんじゃないかと思うんですけど、どう思われますか。</p> <p>よろしいですか。えーとですね、会議というのは別に秘密会ではないので、公開をしていく、また、どういう結果だったかっていうこともですね、それは町は当然、第1回はこういうことでしたよっていう風な事も当然知らしていくわけですね。ですから、その時には当然皆さんのお名前を出すわけではないし、そして傍聴者の皆さんがですね、その関係につきましてね、お話をされるとしても傍聴者の方々は守秘義務をお持ちではないわけで、それについて私達ができるだけ注意して下さいねと言わざる、言う、そういった事は努めますけれども、それについては法的にも私達が拘束する話ではないということですね。</p>
<p>委員</p>	<p>今の件にちょっとあの、あれなんですけど。</p>
<p>仮議長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>あのー、漏らす、あのーあれがないって今仰いましたから、守秘義務がないっていう事を仰ったっていうことは、傍聴者の方がこの会議内容を話すっていう可能性があるから、この後規約が決まるまでは、ちょっと遠慮してもらいたいっていう風なことで述べてるんですけど。んでー、他の皆様はどう思ってるか一応、あくまで議長、町長の意見で通しちゃってよろしいんですかね。</p>
<p>仮議長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>
<p>仮議長</p>	<p>えーとまあ仮議長ということでもありますけども町長としての裁量権もありますので、でこれは裁量権を逸脱しているわけではございません。ということでもありますので、えーまあ公開の原則で進めさせていただきますということ、そして当初、最初にですね、皆様に委嘱状を交付しておりますので、そういった事であればここで敢えてまたあのー非公開というかですね、そういう事することも、ちょっとおかしくなるわけですね。ですから、皆さんその点についてはご承知置きをいただきたいということですね。</p> <p>(他の委員挙手)</p> <p>はいどうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>あのー、意見を聞くことも出来ないんですか、皆さんから。今日参加している方のね、</p>

	意見を聞くことも出来ないんですか。
仮議長	いや、それは別に意見は聞きますけれどもね。
委員	じゃあ聞いて下さい。
他の委員	聞いて下さいよ。(挙手)
仮議長	はい、どうぞ。■■■さん。
委員	だから、皆さんから、今ね、我々は■■■さんが仰ってる事を皆さんはどう思ってるか聞いて下さいよ。
仮議長	ああ、はいはい。いかがですか。あの、まあ、多くの皆さんがいらっしゃいます (他の委員挙手) はい。
委員	ひとつ聞いても良いですか。
仮議長	どうぞ■■■さん。
委員	あのー、一般の町の定例議会とか、ほかの委員会とかでは大体あのー傍聴席ってあると思うんですけど、こういう一般の方が参加する、まあ私もそうなんですけど、協議会で傍聴席ってというのは通例ある、設けるものなんですか。ちょっと素人だから逆にわからないんですけど、ないんじゃないかと思うんですけど。
仮議長	別にあのー協議会で秘密会ではございませんので、ですからまああの、希望があれば傍聴席は設けます。
委員	いや、あの今までにそういう協議会というところでね、たくさんの協議会が
仮議長	ありますねー、あります。
委員	傍聴席っていうのはあんまりないと聞いてるんで私も直接まだわからないんですけど、今日だけなぜ傍聴席があるのかというのは私も知らなかったんですけどね。確かに一般の町民が参加していますから、やはりあの個人情報というのは非常に大事だなと思うんですね。だから、そういう点ではやはり皆さんの意見を聞いた方が良くはないかなあと思

<p>仮議長</p>	<p>います。</p> <p>あの、意見はどうぞ。挙手して意見を言っていただければと思います。</p> <p>(他の委員挙手)</p> <p>はい■■■さん。</p>
<p>委員</p>	<p>あの一、今回のこの傍聴席って問題はね、ごく最近までなかったんです。突然一昨日かなんか傍聴席って話が来たってのがひとつ。それが、まあそれは良い事だと思います。良い事ですけど今言ってるのは、全て封印しましょうっていう事じゃないんですよね。今言ってる人事とか、規定のところはまだ決定してないんだから、そこまではね、封印して、ましてその、あの個人情報まで含まれるかもしれないから、閉めといて下さいよっていう事を言ってるんですよ今ね言ってるのはね。ですからあの、協議を封印しようとは言っていないんですよね。そこはちょっと違いがあるんですよ。あの全て、という意味ではないと思います。そこは冷静に考えてもらえればと私は思います。</p>
<p>仮議長</p>	<p>はいえ一、人事については、会長さんと副会長さんの人事っていうことになると思うんですね。でそれについてはもう公ですから、そこについてその部分だけをね、非公開にするって事は別にあの意味がないのかなっていう風に思いますがいかがですか。</p> <p>(他の委員挙手)</p> <p>はいどうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>あの今一議長さん、議長がね、会長副会長だけだっていうお話されましたけど、それは間違ってる話でメンバー全員の話であって、このメンバーをこういう事でいいんですかっていう話も含まれるわけですよ。ですから、会長副会長だけの話だからいいんだっていうのはあまりにも乱暴だと思いますけどね。</p>
<p>仮議長</p>	<p>じゃあ、え一とですね。よろしいですか。え一と、いわゆるこの資料の中の規約の後に別表ってあって会長副会長あと委員さんっていう風になってますけれども、この事を■■■さん仰ってるんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>いやだから、この人事案件っていう括りが、議長の括りが、私の判断と違うなあと。私は委員全員の事を対象にしている話であって、はい。んで一議長副議長だけ、あ副会長だけなら良いんだっていうのもちょっと乱暴すぎる。</p>
<p>仮議長</p>	<p>じゃあ、いいですか。■■■委員さんは人事案件のどこまでをお話になってますか。</p>
<p>委員</p>	<p>この全ての、全てですね。このひとりひとり、この規約の中では、メンバー全てを指し</p>

<p>仮議長</p>	<p>ているという風に私は考えていますので。ですからそれ全てが人事案件です、という風に。</p> <p>あの、既にですね委嘱状交付させていただいて自己紹介等もさせていただいてですね、あとはまあ人事とすると会長さん副会長さんそして委員さん3番から21番までの委員さんという風に当てはまるわけでございますけれども、えーあの案件、人事案件とするとですね、ここで決めるのは会長さん副会長さん、であのーほかの委員さんについては、またあの事務局の方でですね、順序立ってここに入れさせていただきますけれどもそれは、人事案件というよりはですね、まあ処理の形になると思うんですよね名簿の作成という事になると思うんですけれども、ですから、あのー■■委員さんのお話になっている人事案件というのはですね、ちょっとあのーあまりにも拡大をされているかなあとは思いますが出来れば、会長さん副会長さんが一番大きな人事案件ではないかという風に思いますがいかがですか。</p> <p>(委員挙手)</p> <p>はい■■さん。</p>
<p>委員</p>	<p>大きい小さいの話じゃあないんですよ、ええ。まあ委嘱状交付委嘱状交付て言ってますけれども、この規約が通った後で委嘱するのかなあって気がしますがね。この、協議会委嘱状の中身見てないんですけどもね。</p> <p>(いやいやいやいや…の声あり)</p>
<p>仮議長</p>	<p>あのです、いいですか。あのー規約の前にまず委嘱をさせていただかないとですね、この規約を決める委員さんになれないわけですから、そしてそのために委嘱を先にさせていただいたわけですね。よろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>そこのところはね、細かく言うつもりはないですけど委員にまだ決まってないんですよ規約が決まんなければ。</p>
<p>仮議長</p>	<p>ですから、委嘱をさせていただかなかったらこの協議会のメンバーではないんですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>ええいいですよ。</p>
<p>仮議長</p>	<p>だから、先</p>
<p>委員</p>	<p>メンバーじゃなくて、町が、こういう方に集まっていただいて、それで委員を決めて、そこから委員に委嘱するっていうんならわかりますけど、</p> <p>(いやいやいやいや…の声あり)</p> <p>はなからもう、こういう、あのー委員を決めてね、やってくやり方っていう事にも、多少</p>

<p>仮議長</p>	<p>整理が必要なのかなって気がしますけどね。</p> <p>えー通常ですね、行政の関係、あのー当然■■さんわかってると思うんですけども、委嘱をさせていただいて皆さんが委員となられて、そして委員となられた上で規約を進めていくわけですので、それについてはご理解いただきたいと思います。</p> <p>(他の委員挙手)</p> <p>はい、■■さんどうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>まあ、一応個人情報という点ではこの名前だけではなくて、これから皆さん個人個人が発言されると思うんですね。その発言内容も外に漏れるという形が一番大きな問題かなあと、思いますけどね。まあ特にあのオブザーバーの方は名前も知られてますし、またあの発言はないわけですからそれはいいんですけど、21名ですね、それは必ずどなたか何らかの話がされると。その話した内容が外に漏れてくということ、そういう点ではそこが一番むしろ名前ではなくてね、非常に重要な事なんで、あのちょっと気を使って皆さんの意見をやはり聞いたほうがいいんだらうと思ってるんですけどね。</p>
<p>仮議長</p>	<p>えとあの、■■委員さんあの、外に漏れるとかっていうのはですね、公開の原則でいきますとそれは当然のお話でございまして、皆さんでこの川角駅にどういう風な意見が出されてまとまってきたのかということ、これはしっかり顛末までね、町としても作っていかなくちゃいけませんので、ですからあの漏れる漏れないの話ではなくてですね、これは当然公にしていく会議ということです。えー、お願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>であるならば、一番最初に私が質問させてもらった一般の協議会たくさんまだあると思うんですけども、その一般の協議会はどうだったんですか。</p>
<p>仮議長</p>	<p>当然あのー傍聴希望であれば当然入りますけれども、なかには教育委員会の関係等あのー子供のね、関係とか色々ありますから、そういった時には秘密会にすることはありますけれども、それ以外の場合は大体公開を、傍聴希望があるときにはそれはもう許すというか、許可をするわけですね。</p>
<p>委員</p>	<p>あーそうですか。私はあのそういう協議会では傍聴席を設けるっていうことはあまりないという風な事を聞いてたんで、そこに私が立ち会ったわけではないんで本当の真実はわかりませんが、実際にはどのくらいの場合あのー傍聴席がないのが普通、なんのかなあと、いう風な認識でいるものですから、過去はどうなのかなあとと思ったんですよ教育委員会だけではなくてね、他にもあのー、やっぱり協議会と名前の付いたところでは、えー傍聴席がないという事の方が多かったんじゃないですか。</p>

仮議長	いやそれはないですね。あの希望があればそれは問題なく。
委員	いやあの実際にどうだったのかっていう、希望があればと仰いますけど、実際にどうだったのか。まあ10回に1回、協議会10回に1回だけはその一傍聴席があったとかね。いやそうじゃない、あの7、8、ほとんどの事は協議会が開かれたら半分くらいはもう傍聴席があったとかね。そういう過去のデータというかね、そんなものはどうなんですか。データとまで、その堅苦しい事を聞くつもりはないですけど。
仮議長	<p>まあその協議会色々ありますから、あの一傍聴をね、希望されないそういった協議会もあります、当然。まあ今回の場合は川角駅といういわゆる町をね、の関係でも大きな事業でございますから、それに関心を持たれてる方が傍聴希望されてるっていうことでございますので、それはもう当然公開していくわけですね。</p> <p>(他の委員挙手)</p> <p>はいどうぞ。</p>
委員	あの、町長の言っている事はよくわかるんです。あのーこの事業大きな事業ですからね、皆さんに知っていただいて、協議の現況を見ていただいて聞いていただいて、えーとね非常に重要な事だと我々も思っています。私もですね、思ってます。ただし、この規約の決定過程においては、そういうメンバー等決める部分も含まれるから、ですから、非公開でこの部分については非公開にするべきだと言ってるんであって、その辺が理解いただけないですかね。
仮議長	それは
委員	例えばね、
仮議長	あのですね
委員	例えばこれはね、特に、人権問題とかそういう話ではないと思いますけども、委嘱状って町長言ってますけど、個人に対して委嘱してるわけですね。で本日代理の方も何人かおるようですね。その代理人のじゃあ範囲はどうなるんだと。代理はどんどん認めるっていう事であれば、この会の方も代理を出すという事も考えてね、行為はあのー委嘱はその一人に対してするってわけですよ。
仮議長	あのー代理のほうでですね、例えば大学とか企業さんについては、出席を是非その方が出れなくても代理の方に持ち帰ってもらって、こういう事でしたよって事をお願いしなきゃいけませんので、企業さんあるいは大学関係、高校関係については、あー是非、もし欠

	席っていかその方が都合つかなかったら、是非代理でお願いしますという風にお話をさせていたただいたってことですね。で、ほかの委員さんについては、個々に委嘱をさせていたただいておりますけれども、これについて皆さんのほうで、自分が都合悪いときは代理出して良いか、っていう事についてはですね、また皆さんでお諮りしていただいて、それで許す許さない、それを決めていただければいいと思いますけれども、はい。
委員	そういう議論がね、出てくるんで、その一規約については、非公開にすると。
仮議長	いやいやいやいや。
委員	ということで言ってるわけですね。
仮議長	規約ってね、一番最初の事ですので、それを非公開にするってこと自体がですね、あの一私達っていか町も行政もあるいは皆さんにとってもそれはあのちょっと不自然な話になりますので
委員	少しも不自然じゃないです決定したものをね、決定したものを、あの一隠すわけじゃないんですから。
仮議長	はいそれはそうです、はい。
委員	ええ、その決定過程において、そういう中身、性質のものも含まれるわけですから、その部分については非公開にすべきだって言ってるんですけど、
仮議長	いやいやいや。
委員	理解できないですかね。
仮議長	できないですね。これはもう、当然、公開していく話ですから、あの規約のところだけ非公開とかそういう話ではないですね。
委員	いや規約のところだけじゃなくて、その個人、その一人事案件ですね。要はそのメンバーを決める過程の部分については、非公開にすべきだって私は言ってるんです。
仮議長	あの、いいですか■■委員さんあの一、例えば会長さん副会長さん決めるのもですね、あの一これは多分委員さんの中の互選で、推薦等でですね、決定多分していくんだと思うんですね。ですから、それを非公開にするという風な話でもおかしいので、これは別にあ

	の非公開にする案件ではないと、いう風に私のほうは思います。
委員	それは、おかしいおかしくってことで
仮議長	ではなくて、私まあ仮議長ですけれども裁量権が私にありますので、私の判断でそういう風にさせていただきます。別にあの一裁量権を逸脱しているわけではありませんで、その点についてはお願いをいたします。 (他の委員挙手) はいどうぞ、■■■さん。
委員	えーっと傍聴人の方の氏名は、あの一記入していただいているわけですか。
仮議長	事務局どうですか。 (事務局挙手) はいどうぞ事務局。
事務局	はい議長。こちらの関係ですけれども、記入のほうはしていただいております。
委員	はい、わかりました。
仮議長	はい、えーそれではよろしいでしょうか。
他の委員	ほかの方が、どういう風に考えているかちょっと私としては聞きたいんですけど、他の方のね、ご意見も聞きたいんですけど。どういう風に考えているか、それは議長兼権限でね、今日出席されている方のね、どういう風に考えているのか。議長権限で聞く事は可能ですよね。
仮議長	それは可能ですけどね。ただ伺っても、あの一議長として私の判断は公開の原則で進めさせていただきますという。
委員	聞く事もできないっていう事ですね。
仮議長	いや聞く事はできますよ、ええ。
他の委員	じゃちょっと聞いてもらえますかね。(挙手)
仮議長	はい、どうぞ■■■さん。

委員	はい。皆さんの意見を挙手してもらって、
仮議長	あ、いやいや。
委員	あいやでも聞く事は大切だと思いますよ。
仮議長	あの一協議会等でですね、多数決っていうのはまだこの段階でもそうなんですけども、あの一
委員	あ、じゃあ、ちょっといいですか。
仮議長	はいどうぞ。
委員	意見をね、言ってもらって、ひとりひとり聞いて下さい、じゃあ。
仮議長	じゃあこれ、挙手でどうぞ。言っていただければと思います。
他の委員	じゃ、私が。折角なんで、意見を。
仮議長	どうぞ、お願いします。
委員	一般的な事であの一、もしかしたら参考にならないかもしれないですけど、参考までに。僕あの一大学教員になるまで20年間県で実務をやってきました。都市計画とかまちづくりとか。協議会辺りはかなり設定しましたし、私自身も
仮議長	あ、今マイク持っていきますので。
委員	すいませんえー、私前職はちょっと県の職員でして、協議会あたりとかまちづくり関係なんで協議会とかのこう携わらせていただいた経験がございます。その中で言いますと、傍聴辺りはまあ確かに結構認めてきたなというのはあります。やっぱりこう先程から出てますけど、えーまあ県、県の事業ですよ、県の【聞き取れず】事業とかだとやっぱり関係者多いしみんな興味持ってますので、そこはえっと、えー見てもらう、聞いてもらおうというところが多かったかなあという事がひとつあります。あと規約はですね、今ちょっとあの行政のやり方が一般化しているのかもしれないですけど、やっぱりこう先に、最初に委員の皆さんにこう、ひとりひとり当たって、でお引き受けいただくっていう意味があればいいっていう形で、それで改めて本日っていうか、当日にまず最初に委嘱状委嘱して、その

	<p>メンバーの中でこの規約を決めていくっていう流れはあまり違和感ないかなっていう風に思いますけれども。埼玉県ではなく別の県なんて参考になるかはわかりませんが、参考になればと思います。以上でございます。</p>
仮議長	<p>(他の委員挙手) どうぞ、■■■委員さん。</p>
委員	<p>今の件で、規約も公開非公開というよりも傍聴をするかしないかっていう事で聞いているんですが、その辺について参考になるようなご意見があれば。</p>
仮議長	<p>はい。</p>
委員	<p>傍聴自体は妨げたりはしてないっていうかむしろ積極的にまあ私がいた県ではですね、傍聴席を設けたりして聞いてもらうっていう形をしていました。っていうくらいしか今申し上げる事はないんです。ここでそうすべきかどうかはちょっとわかりませんが、はい。以上です。</p>
委員	<p>そこのところをちょっと聞きたかったです。</p>
委員	<p>すいません。</p>
委員	<p>その場で、その場で、えーどういう風にこの場をどうするかっていう事の意見を聞きたかった。要は、人事案件を含むようなものについても、公開してるのかどうかっていうね。</p>
委員	<p>私の経験ではあの一、人事案件と申されているところがあんまりこう中に突っ込んでいってですね、その人の経歴をここで明かしたりとか、そういったことになった経緯がないんで、まあせいぜいあの一この中にいる方っていう形でまあ互選で決定するっていう程度でしたので、あまりこう中に突っ込んでいってやったこともないですし、あまりこう人事案件っていう事になった経験がないです。経緯もないし、そういった事例が見当たりません。ていうのが経験上です。</p>
仮議長	<p>えー、どうでしょう。ご意見は挙手でお願いをいたします。出来ればあの一、挙手してお名前を言っていただいでですね、それでご意見をいただければという風に思います。</p> <p>(他の委員挙手) はい、■■■さん。</p>
委員	<p>えー、立たなくていい？</p>

仮議長	マイクをお持ちします。
委員	えー、先程より申し上げました●●の■■と申します。今の件なんですけれども、えー協議会で今、傍聴人さんもいますし、私達もいますし、皆さん方とは初めてお会いして名前と内容だけはわかっておりますけども、その中で本人がしゃべっちゃった内容をですね、聞かれた場合公開されるとやだなという事はしゃべらないと思いますので、あと傍聴人さん我々参加を含めて個人情報に関する事とか本人が不利になるような内容を交渉する事はないと傍聴人の皆様も含めて思ってますので、えー私のほうは、今あの一会としては個人として、このまま進めていただくのが一番よろしいのかなと思います。まだほかにもご意見あると思いますけれども、えー、私はその意見です。はい。
仮議長	ありがとうございます。ほかに挙手してお名前をお願いいたします。 (複数人挙手、■■さんどうぞの声)
委員	えー●●の■■です。まあ、先程から個人情報とか色々ありますけども、えー■■さんと同じような意見で、先に規約等を決定してから進めていただけたらと思います。
仮議長	はい。 (他の委員挙手) はい、えー■■委員さんどうぞ。
委員	■■です。あの、まあ列席されてる皆さんはなんでこんな話が出てきたのかという事を不思議に思ってる方多いんじゃないかと思うんですけど、あの今直近の前例等でやはりあのえー、その傍聴をした議会の一般の定例議会ですね毛呂山町の、まああの傍聴した方の個人攻撃がブログで展開されたと、いうことがありましてですね、まあ明らかにあの個人の名前は出してなくても、大体もう書かれていることやあらゆることを使えばもう誰なのかわかっちゃうようなね、そんな事があったんです。そういう事があったので、まあ、それがあって、こんな話、展開になってしまっているんで、まあ出来るならば今日の傍聴というのは控えていただければなあというそういう展開に今なっちゃってまして、その点をご理解いただきたいと思います。まあ基本的にですから私も、今日はちょっと傍聴も控えていただければなあというのが私の意見です。
仮議長	はい。 (他の委員挙手) はい、■■さんどうぞ。

	我々はもう日々不安な状態しております。で、そこら辺のところを、どうかご了解いただけたいなと思ひまして、話をさせて、させていただいた次第です。すいません。
	(他の委員挙手)
仮議長	はい、えー■■■委員さん。
委員	度々発言して申し訳ありません。
仮議長	お名前を言っていただいていたいいですか。
委員	はい、あの一、●●の■■■と申します。度々発言させてもらって申し訳ないんですけども、今の段でいくと、こういう進め方でいった場合ですね、えー会長が決まるまでは、議長、仮の議長の権限で、えー、皆さんの決もとる事なく、進めると、っていう事は規約まではもう委員の人は何も決定権限が何もなくなってしまう。意見を言うだけ、言うだけで終わってしまいますね。
仮議長	よろしいですか。
委員	ええ、それについて、どういう風に考えているのか、考えるのか、議長さんの考え方をちょっと、伺いたい。
仮議長	はい。あの一度々お話ししているようにですね、えーこの協議会は別に秘密会ではございません。ですから、公開の原則で進めさせていただきます。傍聴者の希望があれば、傍聴も許します。えーそういうことでございます。
委員	■■■です。議長権限でそれをそういう風に決めると、いう事ですね。
仮議長	そうですね。
委員	ていうことは、この会の流れからいきますと、規約が決まるまで規約、会長副会長が決まるまで、えー会長が決まるまではですね、えー議長の考えで全て進められるっっちゃうことですね。会の委員の皆さんの話は聞かない。
仮議長	いやいやいやいや。
委員	決をとったりとかですね、そういう事はしない。という事になりますね。

<p>仮議長</p>	<p>はい、いいですか。あの一この傍聴の関係ですね、公開の原則について、あの一これは当然別に秘密会にするわけでもないの、私は、これは当然、公開の原則でいきますよと。これについては、私は今町長でございますけども、町全体の奉仕者で考えてますので、当然公にしていくこの会でございます。ですから、え一この人事案件とか何とかっていうのは、先程お話しがあったように住所とか電話番号とかっていうのを公開するわけではないので、ですから、別にここを非公開にするっていう案件ではありませんと、いうことで公開の原則で進めさせていただきますという事ですね。で、あの意見は聞かないとわけじゃないんです。意見は聞きますよ。聞きますけれども、規約についても、規約の意見も聞きます。え一そして皆さんにもお諮りをします。ただ、え一この会の運営をスムーズにいかなければですね、なかなかあの先に進ま、進みませんので、え一そういった事も皆様にご協力をお願いをしたい、という事ですね。よろしいですか。</p> <p>(委員挙手)</p> <p>はい。</p>
<p>委員</p>	<p>はい■■■です。え一、まあ、言ってるところがなかなか伝わらないのかなあと、いうところなんですけども。例えばこの一、私ども誰かがですね、あなたはどういうことやってたんですかとか、あ一どこに住んでるんですかとか、あ一生年月日はいつなんですとか、年齢だとかですね、あの一家族のね、え一、構成とか、という事を聞かれるね、可能性が必ず</p>
<p>仮議長</p>	<p>ないです。</p>
<p>委員</p>	<p>否定できないわけですね。否定できないわけですよ。これが必ずあるっていう事を言ってるんじゃないかと、そういう事も否定できないんですよこの一、委員のメンバー決めるに当たって、こう、それがこの規約の中には含まれてるんです。ですからこの規約を決める部分までは非公開にすべきじゃないかっていう事を言ってるんですね。それいう、そういう事をあの一、含んでるんですよこの、規約の中には。そこのところをちょっと理解いただきたいんですよ。どこまで委員の方がね、あの聞かれるかわかんないんですよ。ただそういう事を含んでるんだと。言う事を一、理解していただきたい。今まで、そういう事はなかったかもわからないですけど。そういう内容を含んでいる内容なんですよ、この、規約、の中身は。ですから、この部については、非公開にすべきじゃないか。え一、傍聴も、ここの答弁については認めるべきじゃない、という風にしていただけないかって言っているんです。どこまで質問されるかわからない内容を含んでるんですよ。</p>
<p>仮議長</p>	<p>よろしいでしょうか。え一今のようね、■■■委員さんのお話っていうのはほとんど出ません。出てもですね、顛末にも書きません。え一当然、あの一皆さんのほうもですね、そういったお話をすると私達は思ってもおりませんし、委員さんの中でもですね、住所を</p>

他の委員	<p>聞いたり電話番号聞いたり家族構成を聞いたり、この協議会の中でお話をするとは私は到底思いません。ですから、しっかりとこの川角駅のためにですね、え一周辺のためにですね、同じベクトルでいくようにその辺は皆さんにもお諮りをして、そういう事はないようにお願いをします。そして、公開の原則でいきます。よろしいでしょうか。</p>
仮議長	<p>はい、いいですか。(挙手)</p>
委員	<p>はい、■■■委員さん。</p> <p>えー●●の■■■です。あのーなんか我々がぐずぐず言ってるようにこう聞こえちゃってもね、嫌なんですけど、あのーぐずぐずっていうかあの、実はこのブログ今コピー私んとこ回ってきたんですけど、このブログの間出て、■■■さんも特にさっきね、言ってましたけど、誹謗中傷が個人がされちゃってるんですよ。で、名前はさすが書いてありません。けれど、あのー民生委員とかまで書いてありますよ。そういうものを、当然、それぞれの【聞き取れず】、こういう事をやられるのが非常に憤慨っていうかね、それで尚更の事、協議が始まるまではスポット押さえたいと思いますよ。っていうのをまあ理解本当はしていただきたいんです。いいですか、これを皆さん、こういうのも知らないから、そちらの側はこういうの見えて知ってますけど、これあのー参加された方はこういう事も知らないんで、これごく最近の事なんです。ですからこれくらいのかな、川角駅の周辺整備、のメンバー、まあふざけると、あきれちゃうよと、いうブログなんです。ある意味ではみんなを指してる部分もあるんです、捉え方によってはね。そういう事、全部理解をしていて、開きたいのが協議会、ってことなんですけど、返せば。あのそんな事はぐずぐず言いたくない内容ですから、本来それが嫌だったら出てくんなって言われれば終わっちゃうんですけどね、話はね。そういう事なんです。これだから本当は皆さんもなーにぐずぐず言ってるんだろうなって恐らく皆さんは思ってると思います。ただ個人、一個人で、に職務上あったら仕方ないともありますが、一個人が個人攻撃みたいになっちゃうんですよ。本人だって受けるのは相当きついと思います。書かれるとね。そういう事なんです。そういう事があっちゃいけないんで神経質になってるんです。そこを理解していただきたいっていうのが本当の、真意です。そこまで具体的に言えないんですけどね。</p>
仮議長	<p>はい。あのー■■■委員さんもお存知のようにですね、そういったところまでは私達も制限する事もできませんし、これは言論の自由であったり、書く方、書いてる方が誰かもわからないし、その民生委員だって今お話があったけどその民生委員の人が誰だかもわからないんですよ。ですからそれについてね私達がここでお話をすることもできないし、それはもうご理解いただきたいと思います。</p>
他の委員	<p>いやそれもわかってんだよ。</p>

仮議長	それはだって、わかんないんですから。 (他の委員挙手) はい。どうぞ。
委員	あのーちょっとこれ見てもらえるとわかる、あ、■■■です。見てもらうとわかるんですけど、このブログ管理者
仮議長	あ、マイクをお願いします。
委員	これー、町長見ていただけますか。
仮議長	あー、一度だけ見たような気がしますね。
委員	はい、これみてあのー、ブログの管理者、毛呂山町民新聞って出てるんですね。
仮議長	はあはあはあはあはあ。
委員	でー、プロフィールの中には、オンブズマンっていう、まあオンブズマンの目線で中立な記事掲載を、って書いてる。この管理者がですね。にもかかわらず事実誤認的な事をね、えー書いてるわけですよ。こういう風に、えー、管理者がはっきりしてるにもかかわらず、こういう事平気で出しているっていうのはやっぱり我々としてはもう本当に怖いですよ。家に火点けられるんじゃないか。殺されるんじゃないか。いう事まで考えるわけですよ。また町長は、そういう個人情報にまで踏み込まないと思うって言ってますけど、可能性を秘めてるんですよ
仮議長	いやあ。
委員	この案件については。
仮議長	ええ。
委員	その可能性があるのであれば、それは、あーやはり、この部分については非公開にして進めるべきだと、私は考えます。
仮議長	はい、えーまああのそういったいわゆるね、SNSの関係についてはね、色々ありますけれども、これについてね私達がそれについて発言をできるような立場ではないわけです

	<p>ね。えーまあ当然委員さんのほうもですね、それに対してどうのこうのっていうことはなかなかできないと思います。それについては各委員さんの中のね考えで進めていただきたいし、これについて町がですねこれに関与していくっていう事もできません。この協議会は協議会です。川角駅をしっかりと造って、周辺を造っていきましようっていう協議会がありますので、これに集中していただいてですね、えーそしてそういった誹謗中傷とかねそういったもの、これについては別にその書かれる方がどういう事か、どういう事を意味するかって事まで私達は制限できません。それは皆さんもご承知置きをいただきたいし、この協議会をとにかく早く進めましようということをお願いをいたします。</p> <p>(委員挙手)</p> <p>はいどうぞ、■■委員さん。</p>
委員	<p>関与する事もできない、からこそね、そういう危険性を孕んだ部分については、非公開、非公開っていうよりもあとで、差し障りのない個人情報とかそういうの、触れない範囲での公開はしてるわけですね。で、ただ傍聴については、今日の傍聴については傍聴者を入れないと、いう風にすべきだと言ってるのわからないですかね。</p>
仮議長	<p>わかりません。えー、公開の原則ですから進めますという事ですね。はい、よろしいでしょうか。</p> <p>(他の委員挙手)</p> <p>それでは、■■委員さん。</p>
委員	<p>●●の■■です。えっと、今の一あれちょっと、我々会以外の方にちょっとブログを回して見てもらって、ちょっとすいません、見てもらえますかえーと■■さんですか。こういう風なブログも回って非常におびえる人が出てきて、フジテレビの関係で女性のプロレスラーが自殺したりそういう事あってブログっていうのはちょっと恐ろしい問題があるんでね、これ、この規約の決まるまでのちょっと傍聴しないでもらいたい退席してもらいたいという風なお願いを出しているんですけど、これについてどうしても仮議長が承諾しないと、我々はこの議長にこの考える会をまとめてもらうわけにはいかないので、我々はあの一議長交代を要求いたしたいと思うんですけども。よろしいですか。</p>
仮議長	<p>よろしいでしょうか。えーまあ、■■委員さんからご意見いただきましたけれども、あの一私も町をですね、預らせていただいております。で発言権はね、議長が許せば議員さんも発言できるわけですありますけれども、議員さんですね、議会という町民の代表として議会へ、で色々と進めてきたこの川角駅なんですね。ですからオブザーバーとして入っていただいておりますけども、これは町全体の事業です。ですから、あの一仮、ね、議長が交代するとかそういう話ではないんですね。これは、あくまでも規約が決まって、規約上の会長副会長さんが決まるまでの話であって、これは、じゃあ議長が替わって、議</p>

	<p>長が思うようにやるっていう事自体がこれはおかしくなってしまうから、これはしつかりとですね、公平公正な目で、あるいは皆さんも公平公正な考え方でこの議事を進めていただきたい。ええ。これにもうお願いするしかありません。議長替わるって事はありません。仮議長は仮議長として、会長が決まるまで進めさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>(他の委員挙手)</p> <p>はい、■■■委員さん。</p>
委員	<p>あのー今の、公開については、公開あの傍聴を認めるか認めないか (マイク使って下さいの声あり)</p> <p>えー今の傍聴を認めるか認めないかについて、議長に決をとっていただくように私は、お願いします。</p>
仮議長	<p>はい、えーまあ決の話出ましたけれども、議長として裁量権は議長にあります。この関係について、決をとる案件ではないという風に私は判断いたします。えーという事で、このまま進めさせていただきます。決はとりません。はい、よろしいでしょうか。</p> <p>(他の委員挙手)</p> <p>はい、■■■さん、委員さん。</p>
委員	<p>●●の■■■ですけど、それはおかしいと思います。皆さんにどう考えてるか聞くのが当たり前じゃないですかね。それを強行してね、進めるっていうのはおかしいんじゃないかと思うんですけど、ちょっと議員さんに、ちょっとどう思ってるかあの意見してもらいたいと思うんですけど。</p>
仮議長	<p>はいわかりました。</p>
委員	<p>はい、お願いします。</p>
仮議長	<p>はい、えー、委員さんのほうからオブザーバーの議員さんに発言を求められておりますので、これを許します。えー、議員さんいかがでしょうか。誰から (オブザーバー下田議員挙手)</p> <p>はい、どうぞ。下田議員さん。</p>
オブザーバー 下田議員	<p>副議長の下田です、お世話になります。えーとあの、まあ、今皆さんのこう、協議前のお話を聞いてまして色々こう、考える会の皆さんのお気持ちも充分わかりますが、えーまあ私達、委員、オブザーバーも事前にこの規約案ですか、まあ全員いただいていると思いますけどあの、特にこの内容的な問題において、そこまで難しい内容ではないのかなあ</p>

委員	<p>という事で一点、それから、今日私達3名の委員ですけど先程傍聴人の話という事ですけども、まあ議会のほうから岡野議員も実際に傍聴に見えていて、それだけ興味もあるのかなという案件だと思いますので、特に傍聴に関しては私個人の判断では問題ないのかなという考えでございます。</p> <p>あ、そういう意味じゃなくて、決をとってくれて言ってるのに決をとらない町長の姿勢を聞いてるんです。</p>
オブザーバー 下田議員	<p>ああ、そこに関しては、私個人の考えは仮議長にお任せしてますので、えーまあ特に問題ないのかなあという判断です。</p> <p>(茶番との声複数あり)</p>
オブザーバー 澤田議員	<p>同じく澤田でございます、お世話になります。わたくしもこう下田副議長と一緒にですね、えーこの裁決に関しては仮議長である井上町長が全て決めるべきものだとわたくしは思います。以上です。</p>
仮議長	<p>はい、荒木議員。</p>
オブザーバー 荒木議員	<p>えー私もあの一、あ、荒木です、よろしくお願ひします。ふたりと同じで、まあ傍聴人として岡野議員が見えています。まこのね、協議会にオブザーバーとして入る経緯ですけども、オブザーバー、本当は私は協議会のひとりの委員として入るべきだな、議員は入るべきだなと思って協議をしていました。ところが、あの一、えー、長瀬議員、堀江議員、岡野議員、牧瀬議員、神山議員はえーと、この協議会に議員は入るべきではないと、いう事でオブザーバーとしても入るべきではないという事で、岡野議員も反対をされたんですね。それでまあ今日は傍聴に見えて、あの一、まあ興味がある、ほんと、本当であ、この間■■さんにもあのお話しましたけれども、本当でしたら、あの一堀江議員、長瀬議員がこの場に居て、皆様のえー請願を受け取った紹介議員の堀江議員がここに居るべきではないかなと思いましたがけれども、まあ議会のえー、判断でオブザーバーとして私達は参加をさせていただいています。まあ、意見を求められれば意見を言いたいと思ひますけれども、まあ今回のその議長、えー傍聴人、人事案件の傍聴を外すべきという事で、議会でも人事案件、色々あります。そこでも傍聴はあの一、自由にできるわけです。それなので、別にあの一、傍聴人は外す必要はないというのが私の意見ですし、議長も、仮議長ですけども、それもあの一替える必要もないって、それがわたくしの意見です。</p> <p>(つながりがない、わかってねえんだよ等の声あり)</p>
仮議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(他の委員挙手)</p>

委員	<p>はい、■■委員さん。</p> <p>えっと●●の■■です。えっと先程の皆さんにブログの内容をちょっと見てもらったんですけど、えーっと、それについてなんかブログの意見、ちょっとこれ困ったブログだと思うんですけど、なんかちょっと議長何点か、見てもらった方にちょっとこのブログに対しての評価ないし内容を、または意見ちょっと聞いてもらえないでしょうか。</p>
仮議長	<p>はいえー、まああの今■■委員さんからブログの話が出ましたけれども、なんかご意見のある人はお話をさせていただければという風に思います。いかがでしょうか。</p> <p>(他の委員挙手)</p> <p>はい■■委員さん。</p>
委員	<p>あの議長あのー軌道修正、ちょっと、議長あの軌道修正していただきたいんですけども、その、ちょっと、本線とずれているんで、えーその辺はちょっと軌道修正をしてあのー進めていただきたいと思いますけども。</p>
仮議長	<p>はいわかりました。それでは、あ、はい。■■委員さんありがとうございます。では■■委員さん、今のお話はよろしいですね。</p>
委員	<p>後ですとか、その辺をきちっと交通整理してくれないと困りますね。</p>
仮議長	<p>はい。えー、それではあのこれからはそのようにあのー、このいわゆるですね、進行上話が逸れた場合には私のほうでその点について、まあいわゆる道路、交通整理というかですね、えー私のほうでお話しをさせていただきますので、それについてはご了解いただきたいという風に思います。それではあのーいわゆる規約に入る前の話ですけれども、えー公開の原則という事で進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。はい、それでは、えーよろしいですか、事務局。えー規約について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは川角駅周辺地区整備協議会規約（案）について、えー読み上げさせていただきます。</p>
仮議長	<p>えー、マイクを使って下さい。</p>
事務局	<p>はい。読み上げさせていただきます。</p> <p>～規約案の読み上げ～</p> <p>以上でございます。</p>

<p>仮議長</p>	<p>はい。えーただ今、事務局から説明がございました。じゃあ川角駅周辺地区整備協議会規約（案）について委員の皆様からご意見をいただきたいという風に思います。えー挙手をしていただいてお名前をお願いいたします。どうぞ。</p> <p>（他の委員挙手）</p> <p>えー■■■委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>えー●●の■■■です。確認したい事が何点かありまして、検討範囲の第3条におきまして、協議会の検討範囲は駅直近地区及び駅直近地区に関連する地域とすると、いう文言があるんですけど、えーまあ協議会の名称自体が駅周辺ていうことで、駅周辺と駅直近と、駅直近地区に関連する地域、この辺の違いをご説明いただければと思います。それと、第4条の（4）ですね、空間、景観づくりに関することという事で、括弧書きで南北骨格軸・駅前広場等とありますが、南北骨格軸についてご説明願えればと思います。以上2点です。</p>
<p>仮議長</p>	<p>はい、事務局お願いします。</p> <p>（事務局挙手）</p> <p>はい事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>えーご説明申し上げます。えーまず検討範囲の第3条、駅直近地区及び駅直近地区に関連する地域という事ですが、こちらは川角駅の周辺地区と同様の意味となっております。それから第4条の（4）南北骨格軸につきましては、川角駅のえー、を中心とした南北ですね。町道名としては町道第6号路線というものがございまして、えーそちらが川角駅を挟んで南北に走っておりますので、それを中心とした町道、南北の骨格軸という風に考えております。以上でございます。</p>
<p>仮議長</p>	<p>はい、■■■委員さんいかがでしょうか。</p> <p>（委員挙手）</p> <p>はい、■■■委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>えー先程の検討範囲のなかで、同様、同様の意味合いですって事は、敢えて変える必要は全くなかったという風に解釈できるんですが。</p>
<p>仮議長</p>	<p>はい、えー事務局。説明ができますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>えー、今■■■委員のご指摘のあった点につきましては、えー、そうですねあの一、直近地区と変える必要はなかったと考えておりますが委員の皆様のご協議によって周辺地区という形に、という意見があるのであれば、そこについては検討させていただければと思います。</p>

<p>仮議長</p>	<p>えっとあのーこの規約につきましては、あの一元々ですね、町側から皆様の川角駅を造る会の関係につきまして皆さんにお語りしながらですね、えー今年に2月くらいからですね、規約に関係しまして何人かの方とですね、調整をしながらここに來たわけでございます。そんな事もございますけれども、今のご意見等を踏まえてですね、またあの検討していければという風に思います。ほかにご意見ありますか。</p> <p>(他の委員挙手)</p> <p>はい■■委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>●●の■■です。えとあのーここんこの4条の2ってとこですね、協議会において決定した整備方針を基に事業を進める、ってこの言葉なんですけどね、範囲がちよっとどういう事かなって疑問なんですけどそれはどういう事かっていうと、協議会で例えば、例えばですこれは、橋上駅を是非お願いしたいって決まった場合、それをあのーそれを基に事業を進めるって事はその通りやるという意味じゃあなくて、その基にってことは基に、町で協議をして事業を進めるって意味なのか、その決定を何とか実行してくという意味なのか、そこにはちよっと理解しきれない、突っ込みきれないところがあるそこんこの見解をちよっと、お聞きしたいです。</p>
<p>仮議長</p>	<p>はい、えー事務局。答弁できますか。</p> <p>(事務局挙手)</p> <p>はい、どうぞ。はい。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい議長。えー、第4条の2でございます。こちらはですね、えー、事業の方針を定めて、それからどうしていくかっていうようなところの条文かと存じますけれども、こちらにつきましては、きちんとですね、本会議でですね、会議としての方針ですね、こちらをはっきり、まあはっきりと言いますか、皆さんで意見を出し合っていて、より良い方向ですね、出していただくというのはもうもちろんの事でございます。それを出していただいて、それを基本的な考え方といたしまして町の方で今後の川角駅のあり方についてですね、充分に関係各所とですね、議論をしていくという意味合いでございます。</p>
<p>仮議長</p>	<p>(委員挙手)</p> <p>はい、■■委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。えー今の私の質問は、我々の意見というかね、それをまとまったものをそれから各関係部署と議論をして決めていくっていう事ですね。そういうふうにとれたんですけど、要はその通りじゃなくなる場合もあるっていう事ですか。</p>

仮議長	はい、じゃあ事務局。
事務局	はい議長。えーこの件につきましては、やはりですねあの一皆さんが川角駅に対する意見を勿論この場で色々いただいて、方針をこう定めていただく場という風に考えております。そういった考えを基に、えーまた町の方で検討する余地はあるかと考えております。
仮議長	<p>■■委員さんよろしいですか。 (委員挙手)</p> <p>はい、■■委員さん。</p>
委員	<p>いや、ちょっとそこは突っ込みきれないんですけどね、基にって言ったってどうも曖昧で、というのは協議するというよりやっぱりみんな真剣にやるわけですよ。んで折角こういう協議会ができてみんなで協議して、方向性を出すわけですからそれは皆さんの合意の基に決定してくと思うんですけど、あの一それで決まったものをねどこまで実行されるかっていうのは答えなんですよね我々やるには。ですから意見がもしもずれていくような事があるんなら協議会は必要ないんですよ本来。何のためにやるかっていうとやっぱりみんな命がけていうかね、地域のみんな特にそういう意味では本当に真剣で出てきてるわけです、命がけて出てまあとにかく、全てなげうってね、ボランティアでやってるわけですよ。そういう思いをね、ちゃんと汲み取っていただきたいというのが答えなんです。でなければ本来はやる必要もないんです。まあちょっと脱線しちゃって申し訳ないですけどこうなった要因っていうのは課長山口さんにもちょっと言いましたけど、北口が無くなっちゃうっていう事で問題になってんですからそこんところは本当に認識してもらわないと、非常に大勢の子供達も少ないけど、対比で言ったら少ないけど、大勢が通ってるんですよ。それが今度不便になってくって事考えたら、やっぱり地域としては納得できない部分がたくさんあるんでそういう意味でね、協議会で勿論議論をした結果を実行性についてきちんとねある程度方針示していただかないと、私はやる意味もないなっていうのが正直な気持ちです。どこまで【聞き取れず】のか、どこまでやっていくのか、というのが最終的には町の財政だとか町長の権限というのが大きいんですよ。だからそういう事でやりますから、我々住民はそれだけ真剣に取り組んできてる、だからついついね、粗い言葉にもなってきますけど、そこをね、実行性を持って欲しい、しっかりこう、応えて欲しいのが答えです。</p>
仮議長	<p>はい、えー、 (■■委員挙手)</p> <p>はいじゃあ、■■委員さん。</p>
委員	■■です。規約案の内容についてはまだまだたくさん出てくると思いますね、それはも

	<p>う思います。私も今回は一点ですね、あの小さいと思われるかもしれませんが、このタイトル、川角駅周辺地区整備協議会規約っていう事になってるんですけど、去年の12月の10日に、私にもみんなのための川角駅を造る会で、えーあの一、この協議会を立ち上げて欲しいという請願の署名を2500以上で集めたんですね。その時には、川角駅周辺整備協議会なんです名称が。あえてここにまた地区っていう言葉が入っちゃって、まあ小さい事かもしれませんが、元を言えば川角駅周辺整備協議会で良いんじゃないかと私は思うんですね。その後、あの一私どもが名前はやっぱりもっとわかりやすい名前に変えて、私どもがそういう風に変えたのであればそれはそれでいいと思うんですけど。まあ、これはあの一やっぱりですねーまあ、この通りにね、本来なら出してくるべきものだったと思うんですよ逆に、地区を入れた事について、その理由の説明をお願いしたいと思うんですけど。</p>
<p>仮議長</p>	<p>(事務局挙手) はい、事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい議長、お答えいたします。こちら協議会のお名前でございますけれども、当初ですね、請願からいただいた仮の経緯等もございます。またですね、こちらあの一、何度もですね、お話のほうさせていただいて、まああの一資料作る段でですね、担当としても考えてきたところでございます。まず基本的な考え方といたしましては、まず、もう町で認識している川角駅事業というのがですね、係名にもなっておりますけれども、川角駅周辺地区整備係というのがございまして、そちらに合わせて、プラス協議会、その事を考えていく会という事で協議会という事で考えたものでございます。勿論あの途中ですね、えーと造る会の皆さんから案として検討を入れるとか色々いただいておりますけれども、やはりここはですね、議会でも議会全員協議会でもですね、そういった協議会の内容、名前を使わせていただいておりますので、是非その名称は使わせていただきたいというのが、町の考え方でございます。</p>
<p>仮議長</p>	<p>(■■委員挙手) はい、えー■■委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>事務局のほうからそのようなお話がありましたけれども、まあお願いという事でね、なるかもしれませんが、人によっては川角駅周辺整備協議会で始まった注文書が、と、川角駅周辺地区整備協議会、これは別の議会だと、まあ、まあ足を取る人が居ればね、そういう言い方を今後されるかもしれない。だから、そこんところがちょっと気にしているところでして、やっぱり最初のところにやっぱり戻してもらえないしは私はまあ、まあこれあの一了解ができるかどうかまあわかりませんが、そういう事からもう一辺私どもはこのタイトルの案をですね、あの一もう、返して、決めさせてもらえなきゃいけないかな</p>

	あとそんな風な事を考えております。いかがでしょうか。
仮議長	はい、えー事務局、どうですか説明がありますか。
事務局	はい議長。(挙手)
仮議長	はいどうぞ。
事務局	こちらの規約の案、名称のお話なんですけれども、まあこちらですね、署名を集めていただいた皆さんの認識も勿論ございますけれども、こちらですね、毛呂山町全体で考えていく、こちら協議会になるという風に考えてございます。えーそういった意味からですね、事業も川角駅周辺地区事業で浸透してございますので、この協議会名はですね、こちらで是非やらせていただきたいと考えてございます。
仮議長	はい。■■委員さんよろしいでしょうか。
委員	まああの納得したという事ではないんですけれども、そういう意見は伺いました。そこまで、です。
仮議長	はい、はい。ほかにご意見お願いいたします。 (他の委員挙手) はい、■■委員さん。
委員	えーっと、●●の■■です。えーとこの下の2番の毛呂山町は協議会において決定した整備方針を基に事業を進める、となっているんですけども、整備方針を基に事業を進めるって事ですから、これ一方向性が180度回転とか、90度回転、まあ、そういう風な方針が変わっちゃうって事がちょっと危惧されるんですけど、この点についてえーっと、ご意見伺いたいと思います。
仮議長	はい、えーただ今、先程の■■委員さんと同じ同等のご質問かと思えます。えー説明を事務局お願いします。
事務局	はい議長。こちら第4条の2項のお話かと存じます。こちらですね、やはりこういった場ですね地域の皆様からですね、えー大変貴重なですね意見をもらう場、ということで、とてもですね、貴重な場という事で町としても捉えてございます。こちら充分ですね協議を進めるとともにですね、この皆さんでまとめていただいた、会でまとめていただいた方針につきましては、やはり礎として考えていくという必要があると考えています。そうい

	<p>った形で事業を進めさせていただければと考えております。以上でございます。</p>
仮議長	<p>はい。 (委員挙手) はい、■■委員さんどうぞ。</p>
委員	<p>えーっと、今の答えもらったんですけど、えーっと方針を基にあってあくまで言ってらっしゃるんで、あの一数字的な文面をちょっと入れてもらいたいんですけどね。90度180度方向が変わっちゃうのが困るんで、まあ北口を無くすっていう、これ一無くすって事入れると90度変わっちゃうんです。だからあーそうですね、90度。それをちょっとあれしたんでこれをイエスノーで答えてもらいたいんです。</p>
仮議長	<p>はい、えー事務局。説明、答弁できますか。</p>
事務局	<p>はい議長。(挙手)</p>
仮議長	<p>はい。</p>
事務局	<p>えーと、■■委員がですね、ご質問なんですけれども、180度方向転換がですね、してしまうんじゃないかと危惧されているというお話でございます。やはりですね、えーまあ皆さんの考えをですね礎として捉えている以上ですね、全く180度とかそういったお話は少しないのかなという風に考えてございます。またですね、えーまあこの協議会以外の関係者の方にもですね、意見というのはやはり必要だと考えておりますので、事業、ですね、方針につきましては、そういったところも加味していく必要がある、毛呂山町全体で考える必要があるという風に考えてございます。</p>
仮議長	<p>(委員挙手) はい、■■委員さん。</p>
委員	<p>正確に、90度180度、イエスノーで答えてもらってないんですけど。では、えーっと、北口の出入口を無くすっていうことにはならないという事で答えてもらえるんでしょうか。</p>
仮議長	<p>はい、えー事務局どうですか。</p>
事務局	<p>はい議長、議長。今の■■委員のご質問ですけれども、やはりその辺りもですね、この、えーその辺りをきちんとお話し合う場っていうのも、この場であると考えておりますの</p>

<p>仮議長</p>	<p>で、そういったところでですね、えー活発なご意見をいただければと存じます。</p> <p>(委員挙手)</p> <p>はい、えー■■■委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>えー、では今のご意見に関連して、北口を無くさないという事で、皆さんの意見を伺った上で無くさない方向に持っていくっていう風にわたくしは理解しましたが、それでよろしいでしょうか。</p>
<p>仮議長</p>	<p>はい、えー事務局どうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい議長。■■■委員のご質問にお答えします。えーまだですね、議論のほうはまだ始まってございませんので、ここはですね皆さん広くですね、皆さんのご意見やっばお聞きする場、でございます。大変貴重な場になると思います。そこでですね、あの積極的なですね、前向きなご意見ですね、いただければと存じます。以上でございます。</p>
<p>仮議長</p>	<p>はい、ほか。</p> <p>(他の委員挙手)</p> <p>はい、えーでは、■■■委員お願いします。マイクお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい●●の■■■です。えーこのやっぱり4条第2項は非常に重要なとこかなと思われま す。えとこのえー、この書き方についてはこれは僕は限界だと思えます。ていうのは、 議会軽視になるからです。この協議会の中でお気持ちは充分わかります。折角議論したか らそれを形にしたいっていうお気持ちはわかりますし、そのとおりって欲しいって いうね、できれば僕もそう思います。だけれども、実際に予算を執行するときは議会にかけ ないといけない、ていう事になると、これ、えー、この地域の発展を見ながら、えー毛呂山 町全体を見ていくっていうのが議会の役割だと思われま す。そうすると、恐らく書けたのがこのぎりぎりじゃないのかなあと基にという表現が、 という風に僕は見えています。で、 であの本当はですね180度変わらないていうか全然変わらないていうて欲しいん だ ろうけど、言えないんじゃないかなっていう風に僕は聞いてて思いました。なので議長、 長のほうはですねしっかりと、で変えるときはやっぱり変える理由を説明しないと いけないと思えます。なので、えーきちっと協議会で出てきた意見を受け取る、 しっかり受け取る。受け取って、えーそれと違う方向に持っていくときは必ず説明 をしてやっぱり議論していかないといけない、ていう事になるんじゃないかな あとと思えます。勝手に変える事がやっぱりまずいんじゃないかなっていう風に 思いますので、是非その僕はそこを是非市長にお願いしたいなど、えー 思います。それともう一点、えーとこの4条のえっと中身なんですけど、 まあえっと4条の第1項がやっぱりもう先程から議論が始まってないけど議</p>

	<p>論が始まったような形で早く話したいって、結論欲しいって、いう感じだと思われます。ちょっと酷すぎるかなっていう、感じです。えーこの景観だとかいくとこの中で議論できるのかって、いう事はちょっと心配になりました。すごくたくさんアイデアが含まれていて素晴らしいなと思うんですけど、実際1番が決まらないと何も動けないし、早いとこ1番を決定してこの委員会の意見として長に、きちっとこういう結論になりましたという事を伝えた方が僕は良いんじゃないかなあという風に思います。これ全部が終わらないとこの協議会閉じられませんので、議事録が残ってても最終的には町長に手渡すまで最終的な協議会の意思として伝わらないんじゃないかなあという風に思います。なんで、できればこうコンパクトにまとめて、どうしたら取りたいところをしっかりとっていくっていうのが大切じゃないかなあという風に思いました。1番を基軸にしながら、このね、ちょっと要らないところはちょっとそぎ落として、コンパクトにまとめてしっかりとこう、えー北口どうすんだとかっていう一番心配なところを先に議論して、で伝えた方が良いんじゃないかなって、それを決定事項にするんだっいたらしたほうが良いんじゃないかなっていう風に僕は考えます。あくまで僕の意見です、よろしくお願ひします。</p>
<p>仮議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 (他の委員挙手) はい、■■委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。あの一</p>
<p>仮議長</p>	<p>マイク今行きますんで。お名前をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい■■です。えと変えた内容が今まで隠密裏に、あの一北口住民には全然伝わってないっていう現状があって、住民達の不信を招いてるからこれだけ5年間もごたごた色々してるわけなんですね。で、私としては皆様方忙しい中にこうやってお越し願ってるんですから、えーと、重ねた審議の結果を議決とし、そこで必ずを入れたいんですけど、そこはまあ、履行するものとするみたいな言葉では、駄目なんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>我々は選挙で選ばれてませんから。ていう事なんです。そこがえっと、我々と議員との違いです。そこを押さえないといけない、絶対。ていう事です。あの、お気持ちは充分わかります、ね。なるべくオブラートに包み、や、あの一、ね、長が変な方向に行かないように、僕らも精一杯見ます。見ますけど、えーね、そこを書けっていうと、もう町会議員が形にならないんですよ。選挙が意味が無くなっちゃう。ここで決まった事がそのまま、ね、実行できるなんて言ったら、ね、やっぱりそれは議会が軽視されてるんじゃないかなあって事になって書けないんじゃないかなあと思います。お気持ちは充分わかります。</p>

委員	<p>本当に、あの、悲しい事なんです、我々は、町会議員もあまり、ちょっとあの不信を抱いて、おるところなんでございます。すいません。</p>
仮議長	<p>(他の委員挙手) はい、■■委員さん。</p>
委員	<p>すいません。あの一私どもはね、少なくとも私は、議会を軽視してるつもりはありません。でどういう事かっていうと、協議をした結果を町がまず試算しなきゃいけないんです、予算化しなきゃいけないんです。で予算を決めるのは町長が責任者として、全体の数字を固める。そこまでは少なくとも、我々の意見を充分汲んでくれますかねっていう事を言いたいんです。そしてそれを議会に提出して、議会で決定すると、予算を認めると、いう事ですから、あでもそこは軽視してません全く。だからそこを勘違いされても困るんです。我々はもうその当たり前の事はわかってるつもりです。だから一生懸命協議した事をまず、まちづくり課が中心になるか、財務が入るかかわかりません。そういうところできちっとできるような方向で、やっぱり、ね組み込むっていう事が大事なんです。そこまでほんとにやってくれ、その前でこりゃあ右みたい左だよって、できないよっていう話になっちゃあ困るよっていう事言ってるんです。ですからちゃんときちっと予算化をして、議会に諮ってくれますかと、議会でノーっていうのはこりゃそれをねぐずぐず言うつもりはありません。我々が選んだ人達の決定するわけですから、そこんところは軽視してませんし重要な問題ですから、そりゃあそこで決定権持ってます。ですからそれをねどういう風にしたって駄目で、それが気に入らなきゃあ次にその人達を応援しなきゃ良いわけですから。はっきりしてるんですよ。ですからそういう事でね、民意っていうのはやっぱり最終的には大事なので折角やるんですから、まして我々は反乱軍みたいなつもりで見られてますから、そういうつもりも全くないし、いや実際そうなんです色々聞いてみますと議会の内容見てもね、そういう事が飛んでくんですよ。ね、ですからそういう事でみんなね、ほんとになんでこんな事やんなきゃいけないかって聞いても言います、正直な話はね。やりたくないです。ですから、そういう事で、を言いたって事、そこんことを理解いただきたいです。</p>
仮議長	<p>はい、えー■■委員さん、議会議員のご意見いただきますか。どうします、■■委員さん。議員の意見いただきますか。</p>
委員	<p>もう、私の当たり前ですから結構です。そこんことを理解して欲しいって我々は議会を軽視してませんよって事をね、伝えたいんです。</p>
ワザパー 荒木議員	<p>そうじゃなくて、そうじゃなくて、あのちょっと基本的な事をお聞きしたいというか、あの</p>

仮議長	えーちょっと待って下さい、えー失礼します。えー発言権は私が指名しますが、皆さんあのー荒木議員さんのご意見いただきますか。
委員	(いや、いらぬ、いらぬですの声あり) 意見は言わないっていう約束で今日参加してるんだと思わない？
仮議長	じゃあ荒木議員さん、大変失礼ですけどちょっと、あの、すいません。
ワザパー 荒木議員	わかりました。
仮議長	失礼しました。はいほか、どうですか。ご意見。 (委員挙手) はい、えー■■■委員さん。
委員	■■■です。ちょっと、あのー私ちょっと不思議、不思議なんですけどね、駅基本設計、をですね、30年にしてんですね委託で。
仮議長	えーとあのすいません、えー■■■委員さんあのー、規約についての。 (周りからそれはあと、の声あり)
委員	いや。
仮議長	あとでまたご意見いただく、規約についてお願いしたいんです。
委員	ああ規約ですか。
仮議長	はい。
委員	規約はですね、このー、駅の施設のね、整備に関することってさっき、あのー■■■委員からお話しいただいたんですけども、この整備に関することなんですけれども、詳細が、どういう詳細だか、ちょっとねこれだとわかんないんで、もうちょっと付け加えていただければありがたいなと思っております。
仮議長	あのー、えー■■■委員さんあのー規約はできるだけコンパクトにするというのが、まあ大体の流れでございまして、そして詳細についてはですね、このあとの、えーいわゆる協

	<p>議会の中で進んでいくお話でございますので、規約はほんとにあの基本的な、案件をこの項目だけ抜粋してしっかりとこのまとめてありますので、それについてはご理解いただきたいという風に思います。</p>
委員	<p>でもね、ちょっとね、どういう整備をするんだかもね、ちょっと読めないんで、簡単でも良いからちょっとねここにあの箇条書きでも良いんですよ。出した方が、皆さん理解できるんかと思って。</p>
仮議長	<p>はい、あのですね、えーその整備の内容まで入れちゃうとですね今度は、あのいろんな事がこうできなくなってしまうですね。ですから、その整備はこうほんとに幅広く見ておいて、そして皆さんで絞っていってもらおうと、いうこと。えーこれについてあのー規約はですね、細かくは謳わないほうがよろしいと思いますよ。よろしいですか。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
仮議長	<p>はい。 (他の委員挙手) はい、えー■■■委員さん。</p>
委員	<p>■■■です。あの度々あのー昨年12月10日に採択されたあのー、周辺整備協議会の、まあ設置を、まあ本日、おこなっている、第1回をおこなっているわけですけど、この中でのですね整備、あのー先程、4条の2のところですね、あのー現在において決定した整備方針を基に事業を進めると、これが90度180度変わる、まあ転回しちゃうんじゃないかとかね、そういう話があって、それに対する明確な答えが無かったんですけど、だからまあ端的に何か一言ほんとに入れた方が良いんだろと思うんですね。あのー、基本的に、この請願署名を私のほうが、現在設立のところ、請願署名が受け入れられて、あのーその請願の要旨とかですね請願の理由っていうのがちゃんとはっきり書かれてるんですね。これはあの、まずあの列席された方々中身見られてるのかなあと、それがひとつあるんで、ちょっとそれお聞きしたいんですけど。請願署名の中身ですね。</p>
仮議長	<p>あのー、えーとですね、規約、んー時間の制限等がございましてですね、</p>
委員	<p>じゃ、私のほうから。あの、この中身を貫いてるのは、まあ川角駅のまああのー北口から南口への移設という表現があるんですが、到底大反対であると。だから北口は残すんだと。を大基本方針で、この内容を以てこの請願は受け入れられたわけです。ですからまあ、端的にだから先程のあの毛呂山町協議会において決定した整備方針を基に、整備方針の中に括弧付きでも良いから、基本的には北口閉鎖はしないとかね、簡単に5、6文字入れ</p>

	<p>ばそれで済む話なんですけど、そんな事で良いんじゃないかと思うんですけど。いかがでしょうか。</p>
仮議長	<p>えー、あの一</p>
委員	<p>5、6文字追加すれば良いんだから。</p>
仮議長	<p>よろしいですか。あの一当然それはですねこれからの協議会の中で皆さんのご意見をこの一出していただきながら、どんどんどんどんそれにし、絞っていくわけですね。ですから、あのここで謳わなくても、当然皆さんの協議会の中でのご意見がそちらの方に行けば、当然そうなりますので、えーそういうふうにあの一ここに謳う謳わないではなくてですね、えー、まああの一まずこういう基本的な書き方で進めていきますので、えーご了解いただきたいという風に思いますね。</p>
委員	<p>ちょっと納得できないところがありますね。先程90度180度に対して、イエスカノーカについて答えがないわけですから。</p>
仮議長	<p>あの、私が言うてはおかしいんですけども、■■委員がお話のようにですね、最終的には町が、まあ町が判断して行って、それを議会が承認をするわけですね。その時に、当然この協議会のえーお話っていうのは当然それは網羅されるわけ、されるわけです。ですからそれについても、本当にえー、180度変わるような事あったらこれは大変な事でありまして、それはちゃんとまた皆さんとも協議を進めながらそういう事がないように進めていくので、お願いをしたいという事ですね。はい。あのすいません、えーと時間がですね、ここはこの部屋が12時までという事になっておりまして、えーできれば、あの一規約を皆さんで、まあ変更箇所は当然このあとにね、えーまあ修正はできますので、規約が決まらないとですね、会長と副会長が決まらない。えー是非今日は、今日のところは、会長副会長を決めるとこまで、あの進めさせていただきたい、という風に思うんですがいかがでしょうか。よろしいですか。</p>
他の委員	<p>あの、ちょっと。</p>
仮議長	<p>はい、いかがでしょうか。どうでしょう。</p>
委員	<p>はいあの一、委員の方から色々話がありまして、あの答弁されてますけども、例えば一番最初、■■さんの質問の中でですね、駅直近っていうのがわかりづらいと。周辺、それに対してね、えー、周辺っていう事と同じ意味だという風に捉えてくれという答弁だったんですけど、これを周辺に変えるっていう事は、変えるという事ではないんですね。これは読</p>

仮議長	んでくれっていう話ですね。そういう。変え、これ変える事はできないんですか。
事務局	はい、えー事務局どうですか。はい。 はい議長。こちらの、まあ文言につきましてですね、またあのご意見をいただければですね、こちらでまああの一検討のほうはさせていただく所存でございます。またこちらですね、またあの一見直しについて、若干時間のほういただければですね、こちら町の方にもそういった審査する機関がございますし、えー時として専門家のご判断も必要なところもあるかと存じますので、まずですね、えー内容につきましては、よくですね詳しくですね、検討させていただければと思います。でまた、えー2回協議会等ですね、修正案として出させていただくという事も考えてございます。
(委員挙手)	
仮議長	はい■■■委員さん。
委員	はい。あの、このくらいの事をこの場で皆さんにね、決めてもらう前に、えー直近は周辺に直すとかね、そのくらいの事決められないんですか。あの一南北骨格軸については町道6号線だっという話でしたけど、町道6号線っていう一書けないのであれば、周辺道路に改めますとか、この場でなんで決められないんですかそういう事が。またあとで検討してから次の会に諮って、えー決取って進めていくってそういうそれくらいの事が決められ、決めてやればいいんじゃないんですか、ね、今この場で。
仮議長	あの一■■■委員さん、これ一この関係につきましては、あの一いわゆる川角駅の皆さんのご意見をいただきながら変更してきたんですね。はい。
委員	そこにそのメンバーもいるんですから、ここにいますよね、一緒にあの、打ち合わせしてきた人が。それで、ですからここで、いかがですか一って諮っちゃえばそのまま決まっちゃうじゃないですか規約が。
仮議長	あの、よろしいですか。
委員	あと、それ以外にも
仮議長	あの、■■■委員さん。
委員	はい。えーそれ以外にもちょっとあの一、いずれにしてもまあ、町長権限でこういう規約が決まっちゃうんでしょうから、何言おうが、あー決まっちゃうんでしょうけど。また

	<p>ですね。あの一、最低限これだけはちょっと、決まる前に入れておいていただきたいなっというの、7条の一、2号か、あ2項か、あ一7条1項え一、2号になるのかな。が、え一、の下にですね、あの一今のこのメンバー構成でいくと同数になる可能性あるんですね。ですから、え一議事において可否同数となった場合は議長の決するところによるっていうのを追加できるかどうか。それと、今日決まる簡単なものについて今日ここで決めちゃえば良いじゃないですかそうすれば、今日で決まるわけですね。</p>
<p>仮議長</p>	<p>はい、え一とですね。え一先程の第7条に、え一2番の下ですか。可否同数となった場合はっていうお話、え一この協議会にはそういう風な拘束力っていうのは普通ないので、え一これを入れるっていう事がちょっと協議会とは相応しくない文言になってしまいますので、それについてはね、あの一まあいわゆる入れる事はちょっと相応しくないって事をお願いします。それからあの一今のお話のですね、え一いわゆる直近、のお話、え一、まあこれは■■委員さんから出たお話でございますけども、直近という言葉と、南北骨格軸ですか、え一まあここだけでもどうだというお話でございます。これについては、え一今ご指摘がございましたし、え一内容的には大きく変化をするものではないという風にも感じております。これをいわゆる変更する形は当然あの一これからですね、事務局とそれからみんなのための川角駅を造る会のいわゆる何人か、いわゆる実務者協議のような形をですねしていただいて、次回ではちゃんとここを改正しますよ、一部改正しますよということで、進めていくっていう事で、え一確認をすればよろしいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか、■■委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>まあとりあえずこれで、え一一回は、あ一認めてくれと。いう風に理解してよろしいですね、仮議長としてはね。</p>
<p>仮議長</p>	<p>そうですね。はい、そうですね。</p>
<p>委員</p>	<p>で議長が、本議長が決まったら、段階で、え一直してくれと。いう風に理解してよろしいですね。</p>
<p>仮議長</p>	<p>はい、あの一ですね、まあ議長さんがあの一仮議長じゃなくなるわけですから、まあ議長さんの考えになりますけども、え一とりあえずですね、え一と内容が大きく変わってしまうような場合はですね、これはこの場では決する事はできないのでそれだけあの一皆さんにご理解をいただいて、え一大きく変わるような案件である場合は、前もってあの一後日ですね、え一役場なり役場、事務局とまた皆さんとでえ一まあ協議をして、煮詰めて、で一次回の協議会で修正をかけると、いう事をお願いをさせていただきます。そういう事であのよろしいでしょうか。で、え一いわゆるこの直近とか、周辺、この変える変えない、これについては、そんなに確かに大きな話じゃないんですけども、あのちゃんとした段</p>

	<p>取りをね、組んでいきたいという事でございますので、お願いしたいという風に思います。えーそうでないと、もう、この部屋が12時までという事でございますので、えー会長さん副会長さんをえー決める事を進めていかないといけませんので、えー規約について、えーよろしいでしょうか。こういう規約で、とりあえず一回、進めさせていただきます。よろしいですね。はい、ありがとうございました。えーそれでは、ただ今規約が決定したようでございます。えーそれでは、続きまして、えー次に括弧2、会長副会長の選出</p>
事務局	<p>議長、一点よろしいでしょうか。恐れ入ります。</p>
仮議長	<p>はい、ああ、事務局。</p>
事務局	<p>補足説明がございます。失礼します、ご報告申し上げます。冒頭に申し上げましたとおりですね、これでですね19名の委員の皆様にご出席いただいております。ただ今川角駅周辺地区整備協議会規約をご承認いただきましたので、規約第7条第2項の規定によるえー一定足数、2分の1以上に達しておりますので、えー本日の会議が正式に成立いたします事をご報告申し上げます。</p>
仮議長	<p>はい、ありがとうございました。はい、えーでは次にですね、括弧2番、会長副会長の選出を議題といたします。えー会長につきましては、川角駅周辺地区整備協議会、えー規約第6条第2項の規定により、委員さんの中から互選により選出いただく事となっております。えー皆様のご意見とご推薦ございましたらここでお願いをいたします。いかがでしょうか。</p>
他の委員	<p>はい。(挙手)</p>
仮議長	<p>はい、■■委員。</p>
委員	<p>■■です。会長にですね、あの、小久保さんをご指名いたします。よろしいですか。</p>
仮議長	<p>はい。えーそれではお諮りをいたします。えーただ今■■委員さんから小久保委員さんを推薦したいというようなお話がございました。えーこの一件につきまして、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(拍手あり)</p> <p>はい、えーそれでは、会長さんに小久保委員さんが決定をいたしました。えーありがとうございました。えーそれでは、小久保委員さん会長をお願いしたいと思います。えー皆さんの了解も得られましたので、えー小久保委員さんあの一、まずこちらについて、お席に着いていただいておりますね、えーそして、これからの議事の進行をお願いさせていただきます</p>

	<p>ます。ただ時間がちょっと無いので、え一次回の形になるかもしれませんが、あのすいませんが是非にお願いいたします。</p>
<p>会長 (小久保委員)</p>	<p>えーそれでは、それではあの推薦をいただきましたので、 (マイク入ってる？の声あり。マイク確認) 推薦をいただきましたので、一応あの、会長職という事で承諾いたします。ありがとうございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。えーそれではですね、小久保会長よりですね、ご挨拶をいただきたいと存じますが。すいません時間の関係で、手短によろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。一応あのー、まあ先程も申しましたけれども、昨年、この川角駅周辺まあ地区ですか、周辺地区整備協議会の設立が12月の10日、で本日はもう結局一年以上経ってしまってるわけで、本来ならこの一年間には何があったのかというのをほんとはここでもう少し長い時間で説明したかったんですけど、まあ実際にはあのー、実際にはあのー請願署名を受けたその内容に沿って動けなかったというのが事実でして、それはまああの、私どもの希望というところと、特に町民の合意という事についてですね、我々の考えるこういうところっていうのは常識的な事だと思うんですけど、まあ、あのー町側の、町民合意という事の内容について、だいぶ隔たりがあるなあとこの一年でした。そういう事もありまして、それがまあ、根源にあったと思うんですけど、それによって、やっぱりあのー本来なら請願署名に則った内容の事がですね、あのー、端的に行われていればこんな一年も経つ事はなかったというのが正直な感想です。もう、あのーそれだけは本当にあのー、列席されてるみんなのための川角駅を造る会以外の方々は本当に不思議だと思ってると思います。それがひとつ。それから、それだけ早くおこなうんになんでこんなに時間かかったんだと。ここについてあのー、私があのー今年の5月まで民間企業に在りまして、であのー、まあ今度役員をする事になったんで、で、その関係でこの事業に関わる形になったわけですけど、その民間企業にいた感覚でいきますと、それはもうほんとに遅いなあと、いう感じを正直なところ受けております。ですからまあ協議会が立ち上がったという事であれば、それはもう、できるだけ早くですね、まあ終結させていきたいと、スピード感っていうのは特に考えていきたいと思っております。ま、あのー時間もそんな無いという事なんで、言いたい事だけ言いましたけど、一応それを以て私の挨拶に代えさせていただきます。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>小久保会長ありがとうございました。えーここで事務局の案でございますけども、ここであのー副会長の指名がございます、これを会長にさせていただくんですけども、こちらをもちまして時間の都合もございまして大変申し訳ございませんが、第1回のほうをですね、えー閉会という流れでお願いをできればと存じます。よろしくお願いいたします。申</p>

	<p>し訳ございません。</p>
他の委員	<p>副会長まで決めちゃったらどうですか、一分で終わっちゃうじゃないですか。</p>
事務局	<p>副会長はやらさせていただきます、副会長は、ええ。副会長でございますけれども、えー規約の6条第3項の規定によりまして、委員の中から会長が指名する事となってございます。それでは小久保会長からご指名の程、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、えー副会長に、同じわたくしどものみんなのための川角駅を造る会の下田委員に副会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。 (拍手あり)</p>
事務局	<p>はい、よろしいでしょうか。わかりました。それでは、委員の皆さんにご了解をいただきましたので、下田委員さんに副会長をお願いいたします。下田委員さんどうぞよろしくお願いいたします。</p>
副会長 (下田委員)	<p>はい、あのーただ今あのー、会長のほうから指名いただきました、下田でございます。えーしっかり会長を補佐してですね、この会がスムーズにいくように、力一杯頑張りたいと、思います。あの今日の、この進行を見ていただいてもわかりますとおり、この今日の協議会の日取りの決定もですね、一応まだ準備段階でなんとなく調整しながら進めてたわけですけど、まだいくつも課題があるなかでこの今日を強行突破、決定してきたわけですね。そういう事の無いように、また今日の会議運営も会長権限で全て決めていくとか、そういう事が無いように、しっかりあの会長と一緒にですね、まあ民主的にですね、良い案にまとまるように努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>下田副会長ありがとうございました。それでは、よろしいでしょうか。皆さん、本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。えー以上をもちまして、第1回川角駅周辺地区整備協議会を終了させていただきます。どうも大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。またあの、次回ですね、協議会の開催はですね、また皆様と調整をさせていただいて、会長のお考えにもございますので、迅速にという事で考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。</p>